

入札説明書

平成30年札幌市告示第3783号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成30年7月19日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局地域振興部区政課庶務係

電話011-211-2252 FAX011-218-5156

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 中央区役所仮庁舎への移転検討業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年 3月29日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」の中分類「運輸、通信業」又は「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されていること。
- (6) 国、地方自治体が発注した移転又はレイアウト変更に関係する業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は平成25年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。
- (7) 札幌市競争入札参加資格者名簿における本店若しくは支店等の所在地が札幌市内であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
札幌市市民文化局地域振興部区政課庶務係
電話011-211-2252 FAX011-218-5156
- (2) 入札の日時及び場所 平成30年7月30日（月）13時30分
札幌市役所本庁舎13階 市民文化局会議室
- (3) 入札書の提出方法 入札書は、別添の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。送付及び電送による提出は認めない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」（様式1）を用いて、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、平成30年7月25日（水）17時15分までに提出すること
ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「市民文化局」のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/chiiki/ippan.html>）に掲載する。
- (5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等

- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「市民文化局」の入札情報のページ(<http://www.city.sapporo.jp/chiiki/ippan.html>)に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)

イ 同種業務等実績書(様式3)

上記4-(6)に係る業務の実績を記載

ウ 業務の実施を証する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、または業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し等)及び当該業務の内容が確認できる書類(設計書、仕様書その他落札候補者が必要と判断した書類)

エ 競争参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。